

2026年4月30日
阪急バス株式会社

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業運送約款の変更について

標記規定の一部を変更いたします。

記

1. 変更する規程
一般乗合旅客自動車運送事業運送約款
一般貸切旅客自動車運送事業運送約款
2. 変更の効力発生日
2026年5月1日
3. 変更の内容
別紙 新旧対照表のとおり

以 上

【新旧対照表 一般乗合旅客自動車運送事業運送約款】

_____：変更箇所

変更後	変更前
<p>(係員の指示)</p> <p>第2条 旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ）の運転者、<u>車掌、特定自動運行保安員（旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第1項に規定する特定自動運行保安員をいう。以下同じ。）</u>その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p>	<p>(係員の指示)</p> <p>第2条 旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ）の運転者、<u>車掌</u>その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p>
<p><u>(応急手当の協力の求め)</u></p> <p>第2条の2 <u>当社は、天災その他の事故により死傷者のあるときは、旅客に応急手当その他の必要な措置の協力を求めることがあります。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>一～五 (省略)</p> <p>六 旅客が<u>乗務員（特定自動運行保安員を除く。）及び特定自動運行保安員（道路運送法施行規則第6条第1項第九号に規定する特定自動旅客運送を行う場合に限る。）</u>の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき</p> <p>七～十一 (省略)</p>	<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>一～五 (省略)</p> <p>六 旅客が<u>乗務員</u>の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき</p> <p>七～十一 (省略)</p>

新旧対照表 一般貸切旅客自動車運送事業運送約款】

_____：変更箇所

変更後	変更前
<p>(係員の指示)</p> <p>第2条 旅客は、当社の運転者、<u>車掌、特定自動運行保安員</u>（<u>旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第1項に規定する特定自動運行保安員をいう。以下同じ。</u>）その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(係員の指示)</p> <p>第2条 旅客は、当社の運転者、<u>車掌</u>その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(<u>応急手当の協力の求め</u>)</p> <p>第2条の2 <u>当社は、天災その他の事故により死傷者のあるときは、旅客に応急手当その他の必要な措置の協力を求めることがあります。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 旅客が<u>乗務員（特定自動運行保安員を除く。）及び特定自動運行保安員（道路運送法施行規則第6条第1項第九号に規定する特定自動旅客運送を行う場合に限る。）</u>の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき</p> <p>(7)～(12) (省略)</p>	<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 旅客が<u>乗務員</u>の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき</p> <p>(7)～(12) (省略)</p>
<p>(運送に関連する経費)</p> <p>第14条 ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、<u>乗務員（特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、当該特定自動運行旅客運送に係る車両に乗務している特定自動運行保安員を含む。）</u>の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とします。</p>	<p>(運送に関連する経費)</p> <p>第14条 ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、<u>乗務員</u>の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とします。</p>